

指定訪問看護 予防訪問看護

重要事項説明書

訪問看護ステーション 湊

株式会社 WeLL

1 訪問看護ステーション 湊の概要

事業所名：訪問看護ステーション 湊（みなと）

所在地：岐阜県岐阜市大洞緑山一丁目9番3号

連絡先：058-214-3785

指定事業所番号：2160190811

管理責任者：井戸 大輔

法人種別：株式会社 WeLL

法人所在地：岐阜県岐阜市大洞緑山一丁目9番3号

連絡先：058-214-3785

代表者名：井戸 大輔

（１） 提供できるサービスの地域

岐阜市・山県市・関市

（２） 職員体制

管理責任者および訪問看護師：1名

訪問看護師：2名

2 事業の運営方針

理念：皆様に心とむ等身大の在宅支援を

- ・疾病や障害などにより、在宅生活に不安を抱えている人を支えます。
- ・充実した生活のために、機能の維持向上を目的としたケアや提案を行います。
- ・関係各所との連携を円滑に図り、安心した生活環境を構築します。
- ・利用者様の人生の大切な一部分に関わらせていただく責任を自覚し、全力で利用者様を支えます。
- ・スタッフ個人の人間性を養い、専門職として働きがいのある職場環境を整えます。

3 営業日 営業時間 休日

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時

休日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12／29から1／3）

※営業日・営業時間帯に関わらず、当事業所は24時間対応をとっております。緊急時等は、時間外でも対応させていただきます。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。

（利用料金については項目5に明記させていただいております。ご参照ください）

4 サービス提供内容

① 看護・介護行為

- ◇バイタルサインの測定（体温・脈拍・呼吸・血圧・簡易酸素飽和度測定など）
- ◇症状の有無や変化などの確認
- ◇内服などの確認
- ◇清潔の保持（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴・陰部洗浄・寝衣交換など）
- ◇栄養（食事の介助・口腔内の観察・義歯の具合の観察など）
- ◇排泄（排泄の確認・おむつ交換・トイレ介助など）
- ◇療養生活指導（生活する上での注意点・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

② 医療的処置行為

- ◇医師の指示に伴う採血・注射・点滴など
- ◇創傷および褥瘡処置
- ◇喀痰の吸引・管理
- ◇排泄管理ケア（浣腸・摘便など）
- ◇人工肛門 人工膀胱管理ケア
- ◇経鼻チューブ・胃ろうチューブ管理ケア
- ◇尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ◇在宅酸素療法管理ケア
- ◇在宅人工呼吸器管理ケア

③ リハビリ援助行為

- ◇拘縮予防・歩行訓練
- ◇言語・嚥下訓練
- ◇認知症予防指導（趣味の活用など生活改善）

④ 家族サポート支援

- ◇介護の方法指導
- ◇介護福祉などの社会資源の紹介
- ◇褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助に関わる方法・工夫など）
- ◇室内環境整備の助言・安全対策の助言・感染症に対する方法など
- ◇介護者の健康相談・助言など

⑤ ターミナルケア

- ◇痛みの緩和
- ◇本人や家族の精神的支援
- ◇看取りに関する相談

5 利用料金						
介護保険				訪問看護	介護予防 訪問看護	
訪問 看護 費	20分未満			314単位	303単位	
	30分未満			471単位	451単位	
	30分以上1時間未満			823単位	794単位	
	1時間以上1時間30分未満			1128単位	1090単位	
◇ 早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増、深夜(午後10時～午前6時)は50%増。						
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。						
+						
基準 額 内 加 算	退院時共同指導加算(適応時)			600単位	600単位	
	初回加算(適応月1回)		(Ⅰ)	350単位	350単位	
			(Ⅱ)	300単位	300単位	
	長時間訪問看護加算(適応時)			300単位	300単位	
	複数名訪問加算Ⅰ 看護師(1回につき)		30分未満	254単位	254単位	
			30分以上	402単位	402単位	
	複数名訪問加算Ⅱ 看護補助者(1回につき)		30分未満	201単位	201単位	
			30分以上	317単位	317単位	
	看護体制強化加算Ⅰ(適応月1回)			550単位	100単位	
	看護体制強化加算Ⅱ(適応月1回)			200単位	100単位	
+						
基準 額 外 加 算	緊急時訪問看護加算(月1回)			574単位	574単位	
	特別管理加算(月1回)		(Ⅰ)	500単位	500単位	
			(Ⅱ)	250単位	250単位	
	サービス提供体制強化加算(1回につき)		(Ⅰ)	6単位	6単位	
			(Ⅱ)	3単位	3単位	
	ターミナルケア加算(適応時)			2500単位	-	
※ 岐阜市6級地 1単位=10.42円						

「医療保険」				
訪問看護基本診療費(Ⅰ)1日につき			週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
訪問看護基本診療費(Ⅱ)		同一日に2人	週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
同一建物住居者 1日につき		同一日に3人以上	週3日目まで	2,780円
			週4日目以降	3,280円
訪問看護基本診療費(Ⅲ)外泊中・1日につき				8,500円
※通常1回(基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者の場合は2回)(管理療養費なし)				
加算	緊急訪問看護加算(1日につき)		月14日目まで	2,650円
	(診療所・在宅療養支援病院の指示)		月15日目以降	2,000円
	難病等複数回訪問加算	2回	4,500円	
		3回以上	8,000円	
	長時間訪問看護加算			5,200円
	(90分を越える訪問看護:特別管理・特別指示週1回、15歳未満の【準】超重症児:週3回)			
	複数名訪問看護加算(1人以上の看護職員と同行)		週1回	4,500円
	夜間・早朝訪問看護加算			2,100円
	深夜訪問看護加算			4,200円
+				
訪問看護管理療養費および加算	月の初日の訪問日			7,710円
	2日目以降(1日につき)			3,010円
	24時間対応加算(1月につき)			6,520円
	退院時共同加算(1回、基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回)			8,000円
	さらに特別管理指導加算(特別管理加算の対象)			2,000円
	退院支援指導加算(退院日)			6,000円
	在宅患者連携指導加算(月に1回)			3,000円
	在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回)			2,000円
	特別管理加算 (1月につき)	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態		5,000円
		在宅気管切開患者指導管理を受けている状態		
気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態				
その他		2,500円		
+				
訪問看護物価対応料1		月の初日の訪問		60円
		2日目以降(1日につき)		20円
+				
訪問看護情報提供療養費				1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費				25,000円
死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行う。				
24時間以内に在宅以外での死亡含み、介護保険の訪問看護と通算可。				

(1) 料金のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をさせていただきます。以下の方法から選択していただき、お支払いいただきます。

① 口座引き落とし

請求月26日に指定金融機関・指定口座から自動引き落としさせていただきます。

② お振込み

請求月26日までに、当事業所の指定金融機関・指定口座にお振込みください。

※申し訳ありませんが、振込手数料は利用者様ご負担にてお願いいたします。

※26日が金融機関のお休みの場合、翌営業日に引き落とし・お振込みをお願いいたします。

※安全管理等の事情により、現金でのお支払いはお断りさせていただきます。ご了承ください。

(2) 償還払いについて

保険料の滞納等により保険給付が直接当事業所に支払われない場合は、サービス提供料金を全額お支払いしていただきます。後日、当事業所からの領収証を市町村窓口へ提出いただければ払い戻しを受けられます。

6 交通費

サービスを提供する区域にお住まいの利用者様から交通費はいただきません。

7 キャンセル

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

連絡先：058-214-3785

070-2232-2249

管理責任者：井戸 大輔

※キャンセル料はいただきませんが、お早めにご連絡いただきますようお願いいたします。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

主治医の訪問看護指示書が必要です。主治医からの訪問看護の要請があった場合にご自宅等へ伺います。本人様の病状やご希望を聞かせていただき、当事業所の重要事項を説明させていただきます。同意いただけた場合は署名・捺印していただき契約となります。

訪問看護計画書を作成し、計画に沿った訪問看護サービスの開始となります。

※介護認定を受けている方は、事前に居宅支援専門員へご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書にてお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了 1 か月前までに文書で通知させていただきます。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所された場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合。

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者様や家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者様がサービスの利用料金の支払いを 3 か月以上滞納し、料金をお支払いいただくよう勧告したにもかかわらず 10 日以内にお支払いがない場合、または利用者様や家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して、本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり状態の悪化などがあった場合は、その状況により主治医に連絡するとともに、必要に応じて救急隊・親族・居宅支援事業所・市町村等への連絡・対応を行います。

10 損害賠償

当事業所は、利用者様に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者様や家族様の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者様・家族様に対して損害を賠償します。

ただし、利用者様や家族様に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

11 苦情申し立て窓口

利用者様・家族様 ご相談窓口

◆岐阜市大洞緑山一丁目 9 番 3 号

事業所名：訪問看護ステーション 湊 法人名：株式会社 WeLL

担当 管理責任者：井戸 大輔 連絡先：058-214-3785

◆岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

岐阜県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談 窓口 連絡先：058-275-9826

* 平日 9 時から 17 時まで（土日祝日・12 / 29 ~ 1 / 3 までの年末年始を除く）

◆岐阜市の利用者様・家族様

岐阜市役所：介護保険課

連絡先：058-265-4141

* 平日8時45分から17時30分まで（土日祝・12/29～1/3までの年末年始を除く）

◆山県市の利用者様・家族様

山県市役所：健康介護課

連絡先：0581-22-6838

◆関市の利用者様・家族様

関市役所：高齢福祉課 介護保険係

連絡先：0575-23-7730

12 その他

保険対象外サービス・料金

◆実費の訪問看護サービス 4,000円/30分

◆死後の処置 15,000円

当事業所は、訪問看護サービスの提供にあたり本書面に基づき、利用者様・家族様に対して上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

所在地 岐阜市大洞緑山一丁目9番3号

名称 株式会社 WeLL

訪問看護ステーション 湊

説明者 氏名 (印)

私は本書面に基づいて、事業者から上記重要事項の説明を受け同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 (印)

利用者家族 住所

氏名 (印)

利用者との続柄：